

平成20年9月10日

建設工事関係者 各位

財務部契約課
土木部技術管理課

工事請負契約約款第26条第5項の運用の拡充について

工事請負契約における「単品スライド条項」の運用を拡充します。

鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料についても価格が高騰していることから、工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用を、下記のとおり拡充します。

対象資材

「鋼材類」、「燃料油」の2品目以外の主要工事材料についても、価格の著しい上昇が認められる場合、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとします。

発注者負担

各品目ごとの対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担します。

適用開始日

平成20年9月10日

<その他

「鋼材類」、「燃料油」の2品目以外の主要工事材料については、

- ・「鋼材類について単品スライド条項を適用する場合」に準じて取扱います。
- ・工期の末日がこの適用開始日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとします。

詳細な内容については、後日ホームページでお知らせします。

問合せ先

土木部技術管理課

025-226-3081（直通）